

# 6

## 6章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 横浜市全体に関する事項
2. 重点区域に関する事項



## 6章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1.横浜市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横浜市には、国指定の文化財 88 件、県指定の文化財 79 件、市指定の文化財 177 件の計 344 件が指定されているほか、国の登録有形文化財 50 件、市の登録文化財 99 件が登録されている。(令和 6 年(2024) 12 月現在)。また、本市独自の制度である歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく登録歴史的建造物が 211 件、認定歴史的建造物が 103 件存在する(令和 6 年(2024) 12 月現在)。加えて横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく特定景観形成歴史的建造物が 3 件指定されている。

国、神奈川県、横浜市の指定等文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、横浜市文化財保護条例、その他関連法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存・活用のための適切な措置を講じる。また、市民、NPO 等の市民団体や民間企業等の能力を活用しながら、普及啓発活動、公開活用等の保存・活用を図る。国や民間の補助金などの情報収集、所有者への情報提供を行うとともに、クラウドファンディングなどの新たな財源確保に取り組む。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。

未指定の文化財についても把握調査などを進め、文化財保護法・条例、その他本市が定める要綱等に基づき、適切な保存・活用に努める。

#### (2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財によっては劣化や損傷、人為的な改変等により、歴史的・文化的価値が損なわれやすく、一度損なわれた価値を取り戻すことは難しいため、文化財の特性に応じた適切な修理・整備が重要である。そのため、現地調査や関連資料、保存活用計画などに基づいて文化財価値を損なわない修理・整備及び維持管理を実施する。また、それらの実施にあたっては、関係法令を遵守し、文化庁、県との協議や横浜市文化財保護審議会等における専門家の指導・助言を得ながら進めていくものとする。

また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、神奈川県の補助制度の活用と併せ、横浜市指定・登録文化財及び歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的建造物に対する補助金等の支援措置を講じる。

#### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では時代領域の異なる博物館 5 施設(横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)のほか、横浜みなと博物館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターなどを管理・運営している。これらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、神奈川県立金沢文庫やその他施設間の相互連携にも取り組む。

所蔵する文化財や歴史資料等の保管については、特性に応じた温湿度管理や、防虫・防カビなど適切な保管環境を整えた保管する場所、スペースが必要である。教育委員会が所管する博物館 5 施設が所蔵する資料は約 57 万点に上るが、資料収集・調査研究等により所蔵資料の増加が見込まれており、所蔵品の保管場所の確保が課題となっている。また、市内の発掘調査で出土した出土品等を保管する

埋蔵文化財センターは、開発に伴い増加し続ける出土品の保管場所が不足している状況が続いており、早急に保管場所を確保する必要がある。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

横浜の都心部は、特に開発圧力が強い地域であるが、昭和40年代から横浜市市街地環境設計制度等により、また、郊外部については、緑地保全制度等を活用しながら文化財等の周辺環境の保全を進めてきた。これらの制度に加え、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら、文化財周辺の環境の保全を図っていくものとする。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

横浜市では、災害による毀損や滅失の恐れがあることから、防災・防犯対策を検討し、リスクの軽減を図ることが、文化財の保存・活用においても重要となる。

火災に対しては、地元消防署・消防団及び文化財所有者が発災後の初期対応を確認する文化財防火デー（毎年1月）を実施し、日常的に火災に備える対策を講じる。放水銃等の防災施設設置に対する相談対応や補助金交付を実施するなど、発災時に適切に対応できるような支援を引き続き実施していく。

各文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置や防犯対策を適宜講じていく。また、保存活用（管理）計画を策定している建造物については、同計画に記載する防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。

文化財の収蔵庫については、特に、横浜開港資料館、都市発展記念館・ユーラシア文化館の収蔵庫等は風水害による内水の浸水区域に所在するため、所蔵資料の整理や移動等の対策を進めていく。

さらに、横浜市が所管している史跡・名勝・天然記念物で土砂災害警戒区域となっている崖は約40か所あるため、文化財への影響が軽微となる手法で、計画的に防災・減災のための措置を実施していくものとする。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用にさまざまな主体が参加し、連携できる体制を構築するためには、文化財や横浜の歴史文化に触れる機会や保存・活用の取組・イベント等に関する情報に、アクセスしやすい環境となっていることが望ましい。このため、横浜市では「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」や「都市の記憶 - 横浜の主要歴史的建造物 -」といった広報誌の発行、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の公開講座の実施等を行っている。また、横浜市の公式 Instagram アカウントでは、たびたび歴史的建造物に関する投稿が行われ、10万人を超えるフォロワーに対する PR となっている。

庁外の取組では、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営する横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館などの展示施設における企画展示やセミナー

収蔵資料のデジタル化・公開、オンライン講座の実施、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜市観光協会による観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。

今後も、生涯学習、学校教育、地域活動、まちづくりや観光など、さまざまな分野が連携し、市民・来街者等に対する積極的な普及啓発を通じた理解促進や文化観光の一層の充実を図る。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

横浜市は周知の埋蔵文化財包蔵地が2,417箇所（令和4年（2022）4月現在）周知されている。埋蔵文化財包蔵地の分布状況については、横浜市行政地図情報提供システム内の「文化財ハマ Site」で公開している。埋蔵文化財包蔵地において土木工事等が行われる際は、事前の届出を求めており、協議を実施し、必要に応じて発掘調査等を指示するなどの保護措置を図る。また、埋蔵文化財包蔵地以外の地域についても、埋蔵文化財が発見された場合は、工事主体者等への報告を求め、必要に応じて保護措置を図るものとする。

埋蔵文化財を適切に取り扱い、文化財保護への理解促進につなげる。

## (8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針

横浜市では、文化財保護行政を教育委員会事務局生涯学習文化財課が所管しており、埋蔵文化財専門職員4名、事務職員5名（うち、係長2名）、総数9名の職員を配置している。また、歴史を生かしたまちづくりに関しては都市整備局都市デザイン室が所管しており、職員8名中のうち係長1名、担当職員2名を担当として配置している。その他、横浜市で所有する文化財のうち特に建造物については、各建造物の所管部署にて管理を行っている。

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、横浜市文化財保護条例に基づき、横浜市文化財保護審議会を設置している。第19期（令和6年（2024）6月1日～令和8年（2026）5月31日）の委員は、学識経験者17名（建築3名、保存科学・石造1名、絵画1名、彫刻1名、工芸1名、考古2名、歴史3名、民俗3名、造園1名、植物生態1名）で構成される。また、歴史を生かしたまちづくりに関する推進体制として、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るため歴史的景観保全委員会を設置しており、第18期（令和6年（2024）4月1日～令和8年（2026）3月31日）には13名（学識経験者10名、建造物所有者1名、ほか有識者2名）の委員を委嘱している。

## (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、地域で活動している市民団体や事業者等と行政との連携が必要である。そのため、文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる主体の把握やネットワーク構築を目指すとともに、市内においても連携を図りながら文化財の保存・活用の体制を構築していく。

なお、本市では文化財保護条例が制定される前の1977（昭和52）年から、市内に伝わる民俗芸能のうち、地域に結び付いた特色のある民俗芸能を選定し、これらの保存団体を育成する事業を進めてきた。現在、横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領に基づき、地域に結び付きのある民俗芸能を継承し、後継者育成等の保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を、「認定団体」に選定し、保存

継承に必要な経費の一部補助等を行っている。

### 《無形民俗文化財保護団体リスト》

横浜市では、これまでの調査で把握してきた、市内で活動している無形民俗文化財保護団体のうち、地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を選考し、「認定団体」としている。

令和6年度（2024）は、68団体を認定団体に選考している。

※横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定、登録とは異なる制度である。

### 令和5年度認定団体

番号	種別	行われている区	団体名
1	祈年	磯子	夏越大祓保存会
2	祈年	神奈川	追儺式保存会
3	夏祭	金沢	汐祭保存会
4	神楽	鶴見	土師流市場神代郷神楽萩原社中
5	神楽	神奈川	土師流子安神代神楽横越社中
6	神楽	港北	港北神代神楽佐相社中
7	念仏芸	港北	注連引き百万遍保存会
8	念仏芸	旭	三佛寺双盤講
9	念仏芸	青葉	真福寺双盤講
10	念仏芸	青葉	市ヶ尾地藏堂双盤講
11	念仏芸	緑	慈眼寺双盤講
12	念仏芸	戸塚	専念寺双盤講
13	念仏芸	港北	圓應寺柴燈護摩火渡修法会
14	祭囃子	鶴見	生麦囃子保存会
15	祭囃子	鶴見	潮田囃子保存会
16	祭囃子	神奈川	二ツ谷囃子松健睦
17	祭囃子	南	六ツ川大池囃子
18	祭囃子	港南	横浜関古式囃子保存会
19	祭囃子	保土ヶ谷	川島囃子保存会
20	祭囃子	保土ヶ谷	西谷囃子睦会
21	祭囃子	旭	本村囃子連中
22	祭囃子	旭	半ヶ谷囃子保存会
23	祭囃子	旭	上白根囃子保存会
24	祭囃子	旭	笠はや志保存会
25	祭囃子	磯子	森囃子保存会
26	祭囃子	金沢	釜利谷宿郷土芸能保存会
27	祭囃子	金沢	野島囃子保存会
28	祭囃子	金沢	六浦三艘屋台保存会
29	祭囃子	金沢	谷津囃子保存会
30	祭囃子	金沢	六浦川町諏訪社連
31	祭囃子	金沢	柴祭囃子保存会
32	祭囃子	金沢	寺前木遣囃子保存会
33	祭囃子	金沢	洲崎囃子保存会
34	祭囃子	金沢	洲崎木遣保存会
35	祭囃子	港北	太尾囃子保存会
36	祭囃子	都筑	折本囃子連中
37	祭囃子	都筑	南山田囃子連

番号	種別	行われている区	団体名
38	祭囃子	都筑	大棚町囃子連中
39	祭囃子	青葉	平川囃子保存会
40	祭囃子	青葉	下恩田囃子保存会
41	祭囃子	青葉	鉄囃子保存会
42	祭囃子	青葉	荏子田囃子連
43	祭囃子	青葉	下谷本杉山神社囃子保存会
44	祭囃子	青葉	下市ヶ尾囃子連
45	祭囃子	緑	寺山囃子保存会
46	祭囃子	戸塚	谷矢部囃子連中
47	祭囃子	戸塚	谷矢部東囃子連
48	祭囃子	戸塚	子之神神社囃子連中
49	祭囃子	泉	中田囃子保存会
50	祭囃子	瀬谷	橋戸囃子連中
51	祭囃子	瀬谷	相沢囃子保存会
52	祭囃子	南	横浜木遣保存浜声会
53	古民謡	中	横濱港聲睦會
54	古民謡	南	野毛山節寿鶴保存会
55	古民謡	戸塚	平戸古民謡保存会
56	雅楽	港北	横浜興禅寺雅楽会
57	囃子	金沢	町屋囃子保存会
58	古民謡	金沢	町屋木遣・纏保存会
59	囃子	戸塚	下倉田囃子連
60	祭囃子	中	半蔵囃子保存会
61	祭囃子	青葉	上恩田杉山神社囃子保存会
62	祭囃子	戸塚	熊野神社囃子連
63	太鼓芸	西	杉豊太鼓同好会
64	祭囃子	金沢	鴨居郷土芸能保存会
65	祭囃子	緑	瀬戸囃子保存会
66	祭囃子	金沢	南福囃子保存会
67	祭囃子	港北	岸根囃子連
68	祭囃子	金沢	六浦睦木遣囃子保存会

## 2.重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

横浜市の重点区域は「関内区域」「山手区域」「みなとみらい21区域」「三溪園周辺区域」の4か所を指定している。

関内区域は、旧山下居留地や日本大通りを含む関内一帯を範囲として横浜の都心臨海部に立地する。区域内には、明治期から昭和期にかけて建てられた、横浜市開港記念会館などの重要文化財4件、史跡1件（旧横浜正金銀行本店）、名勝地3件（山下公園、日本大通り、横浜公園）、登録有形文化財2件、神奈川県指定有形文化財1件、横浜市指定有形文化財4件、横浜市登録地域有形文化財1件、横浜市登録史跡9件、横浜市認定歴史的建造物26件が所在しており、明治から大正期にかけて整備され近代港湾施設や近代建築、土木産業遺構等が歴史的風致を伝えている。

山手区域は、かつて外国人が居住した旧山手居留地である山手町に加え、元町商店街、新山下地区一帯等を含み、関内区域に隣接している。区域内には重要文化財1件（旧内田家住宅（外交官の家））、名勝1件（山手公園）、登録有形文化財3件、横浜市指定有形文化財5件、横浜市指定史跡1件、横浜市登録史跡1件、横浜市認定歴史的建造物30件が所在し、西洋館や公園、教会、学校、ブラフ積みやブラフ溝などが、歴史的風致を伝えている。

みなとみらい21区域は、近代港湾の発祥の地である横浜港を含む現・みなとみらい21地区の一部を範囲とし、関内区域に隣接している。区域には、重要文化財3件（旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）、横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）、日本丸）、横浜市認定歴史的建造物6件が所在し、明治期から昭和初期にかけて整備された近代港湾施設や土木産業遺構等が、歴史的風致を伝えている。

三溪園周辺区域は、実業家で茶人の原三溪によって造られた日本庭園である三溪園とその周辺地域を範囲としており、中区本牧三之谷及び本牧元町に立地する。区域内には、旧燈明寺三重塔などの重要文化財10件、白雲邸などの横浜市指定有形文化財3件、名勝1件（三溪園）等が所在し、庭園と古建築が一体となった空間が歴史的風致を伝える。

これら重点区域内の文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び横浜市文化財保護条例その他関連法令に基づき、所有・管理者と連携しながら引き続き保存・管理・整備等を行うとともに、地域住民の理解のもと、文化財やまちの価値・魅力向上や適切な維持保全体制の構築に向けて効果的な活用を推進する。なお、これら重点区域は、横浜市文化財保存活用地域計画における「文化財保存活用区域」と重複しており、連携して取組を推進する。

#### 【対応する事業】

- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業
- ・歴史的建造物の全数調査事業

### (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、すでに公開活用されているものが多い。文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、適宜修理・整備を行っていく。その他、登録有形文化財、横浜市認定歴史的建造物を含む未指定文化財についても、所有者・管理者との協議のうえ、保全活用に対する支援を実施する。

関内区域においては、重要文化財である横浜開港記念会館の大規模な保存修理が令和5年度（2023）

に完了した。また、横浜開港資料館では、文化庁の認定を受けた「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度～7年度）に基づき、横浜開港資料館が「横浜開港」の歴史を中心に文化振興を観光と地域活性化に結び付ける拠点となることを目指し、文化観光拠点としての機能強化を図っている。

三溪園周辺区域においては、約30年ごとのサイクルで行っている重要文化財建造物の保存修理事業と耐震補強工事（先に実施済みの春草廬を除く9棟）が平成30年度（2018）から始められている。令和5年度（2023）までに第Ⅰ期工事の臨春閣、旧東慶寺仏殿、月華殿が終了し、令和6年度（2024）からは、旧矢筈原家住宅、旧燈明寺三重塔を対象とした第Ⅱ期工事に着手している。

各区域のその他の文化財建造物についても保存修理工事を順次実施するとともに、民間所有のものについても技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

#### 【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手26番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- ・旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業

### （3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

関内区域、みなとみらい21区域では、重要文化財である旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、氷川丸、旧横浜船渠第1号ドック・第2号ドック、帆船日本丸をはじめとして数多くの文化財建造物が保存・活用されている。特にみなとみらい21区域では旧横浜船渠第2号ドックを復元したドックヤードガーデンや、文化商業施設としても活用される赤レンガ倉庫、鉄道路線や橋梁を活用した歩行者用プロムナードの自動車道など、数多くの歴史的建造物が保全活用され集積する横浜の名所となっている。山手区域では、市が所有する「山手234番館」「エリスマン邸」「ペーリック・ホール」「ブラフ18番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」「外交官の家（旧内田家住宅）」の7館が公園内に存し、建物・暮らし・山手の魅力等を伝える施設として一元的に公開活用されている。三溪園周辺区域では、国指定の名勝である三溪園全体が公開されており、その中で「臨春閣」「旧矢筈原家住宅」「旧燈明寺三重塔」「白雲邸」「旧原家住宅（鶴翔閣）」などの有形文化財を見ることができる。

引き続き、重点区域内の回遊性向上や賑わい形成に資する活用のあり方については、観光スポットを回遊する「あかいくつ」バス、連節バスを利用した「ベイサイドブルー」や横浜都心部エリアで利用できるシェアサイクル「ベイバイク」による回遊促進、横浜市広告付案内サインによる情報発信をするとともに、民間活力の導入も視野に入れながら検討を行い、活用を行っていく。文化財の所在や価値を示した案内板や説明板については、引き続き維持・管理を進めるとともに、必要に応じて修理・更新、再整備等を進めていく。

**【対応する事業】**

- ・山手西洋館公開活用事業
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業

**(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画**

文化財を含めた地区一帯の魅力・価値の向上を図るため、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら良好な周辺環境の形成を推進する。特に重点区域の範囲は、横浜市景観計画に基づく景観推進地区と横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」として、「関内地区」、「みなとみらい2 1 中央地区」、「みなとみらい2 1 新港地区」、「山手地区」に指定されており、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更など必要な環境保全の措置が講じられている。引き続き、これらの関連法令に基づき、市民や事業者等と連携しながら、重点区域内の文化財の周辺環境の保全に努めていく。また、特に主要な文化財の存する街区や周辺の公園、街路等については、文化財の魅力を楽しむつ都市の活力向上を目指し、戦略的な整備や適切な維持保全を行い、必要に応じてサインの設置等を行う。

**【対応する事業】**

- ・港の見える丘公園拡張整備事業
- ・ガーデンシティ推進事業
- ・景観形成推進事業（山手地区）
- ・日本大通りの賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（関内地区）
- ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（みなとみらい2 1 中央地区・新港地区）
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業

**(5) 文化財の防災に関する具体的な計画**

保存活用計画に準じた耐震診断・補強、火災報知機や消火設備、避雷設備、炎感知器、防犯設備等の設備機器の整備と保守管理などのハード面の整備や、文化財防災デー等を活用した消火訓練等のソフト面での対応など、それぞれの建造物の特性に応じた防災・防犯対策を講じていくよう努める。

なお、文化財の耐震対策については、重要文化財の横浜開港記念会館や旧横浜正金銀行、横浜市指定有形文化財の旧露亜銀行、横浜市認定歴史的建造物の赤レンガ倉庫など、複数の建物で実施されている。その他、民間所有の文化財などについては、技術的支援や補助金等の支援措置を講じながら耐震対策を促進する。

**【対応する事業】**

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業

- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の収集・展示等を行う施設として、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館に加え、横浜開港の歴史を伝える横浜みなと博物館などがある。市民・来街者への普及啓発に向け、横浜の歴史を伝える展示等を行うとともに、多言語化の対応やバリアフリー対応、ホームページの充実化等を進める。

市民団体等においても、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローによる観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。また、地区の歴史・横浜の歴史の調査研究や普及啓発団体として、NPO 法人横浜ブラフアーカイブスや公益社団法人歴史資産調査会等も存在し、これらと連携した更なる普及啓発活動の推進に努める。

### 【対応する事業】

- ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、関内区域に6箇所、山手区域に8箇所、みなとみらい21区域に2箇所、三溪園周辺区域に2箇所存在する。基本的には、前述の「方針」に基づいて保護を図るが、横浜の特徴ともいえる近代遺跡が発見される可能性が高いため、近代遺跡の保護についても取り組んでいく。なお、本市では平成21年（2009）5月に「横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱」を制定し、これに基づき近代の埋蔵文化財についても保護の取組を推進している。

## (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財等の保存・活用に取組む団体として、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団やNPO 法人横浜ブラフアーカイブス、公益社団法人歴史資産調査会等の団体がさまざまな活動を展開している。地域住民や市民団体、事業者等と横浜市が連携し、官民協働により歴史的風致の維持向上を推進していくものとする。特に横浜の歴史文化に関する専門性やノウハウ、ネットワーク等を有する博物館を中心に、多様な主体との連携事業を進め、歴史文化に関わる人材の育成や相互につながるネットワーク構築を目指す。

**【対応する事業】**

- ・ 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・ 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・ みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業

# 7

## 7 章 歴史的風致維持向上施設の整備及び 管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等  
についての方針
2. 事業



## 7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

横浜市の歴史的風致維持向上施設<sup>※</sup>の整備及び管理に関する事業については、4章で設定した歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づいて「歴史資産の調査と情報共有に関する事業」、「歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業」、「新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業」、「歴史資産の保全・継承に関する事業」、「歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業」の5つに分類した。横浜の個性や魅力を形成する歴史的価値等を十分に把握したうえで、市民や来街者が本市の歴史的風致をより身近に感じることができるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。また、整備の推進にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、関係機関、地域住民、関係団体等と協議・連携しながら実施していくものとする。

管理については、施設管理者や関係部局、関係機関等と十分に協議・調整を行いながら、適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との協働による維持管理にも取り組み、必要に応じて所有者等への指導・助言を行う。

なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

※歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針 抜粋）

## 2.事業

### ① 歴史資産の調査と情報共有に関する事業

- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

### ② 歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業

- 2-1 港の見える丘公園拡張整備事業
- 2-2 山手西洋館公開活用事業
- 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- 2-4 創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- 2-5 日本大通りの賑わい創出事業
- 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 2-7 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
- 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
- 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業
- 2-13 山手区域回遊性向上事業
- 2-14 歴史資産のアクセス向上事業

### ③ 新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業

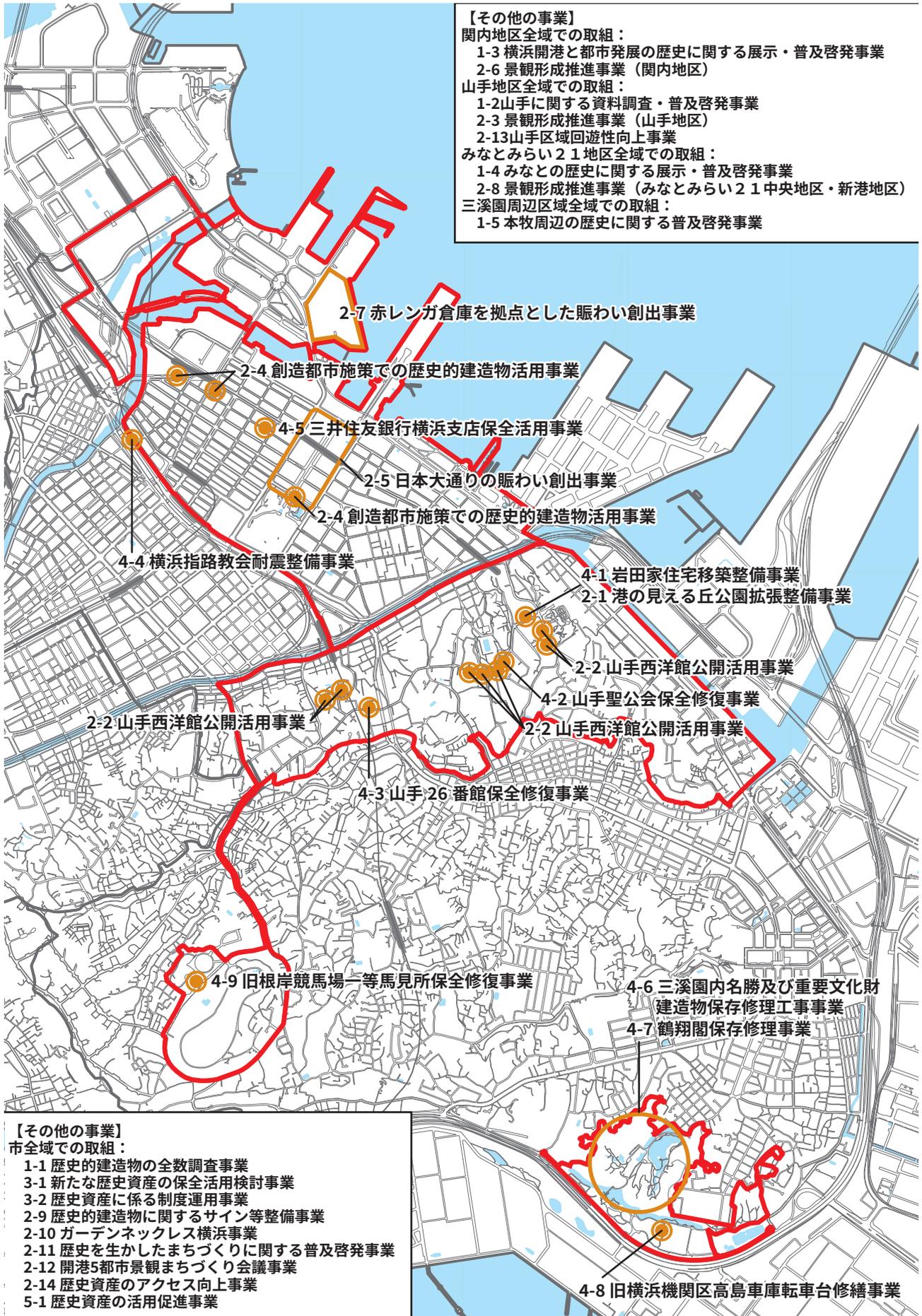
- 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
- 3-2 歴史資産に係る制度運用事業

### ④ 歴史資産の保全・継承に関する事業

- 4-1 岩田家住宅移築整備事業
- 4-2 山手聖公会保全修復事業
- 4-3 山手26番館保全修復事業
- 4-4 横浜指路教会耐震整備事業
- 4-5 三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- 4-6 三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- 4-7 鶴翔閣保存修理事業
- 4-8 旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- 4-9 旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業

### ⑤ 歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業

- 5-1 歴史資産の活用促進事業

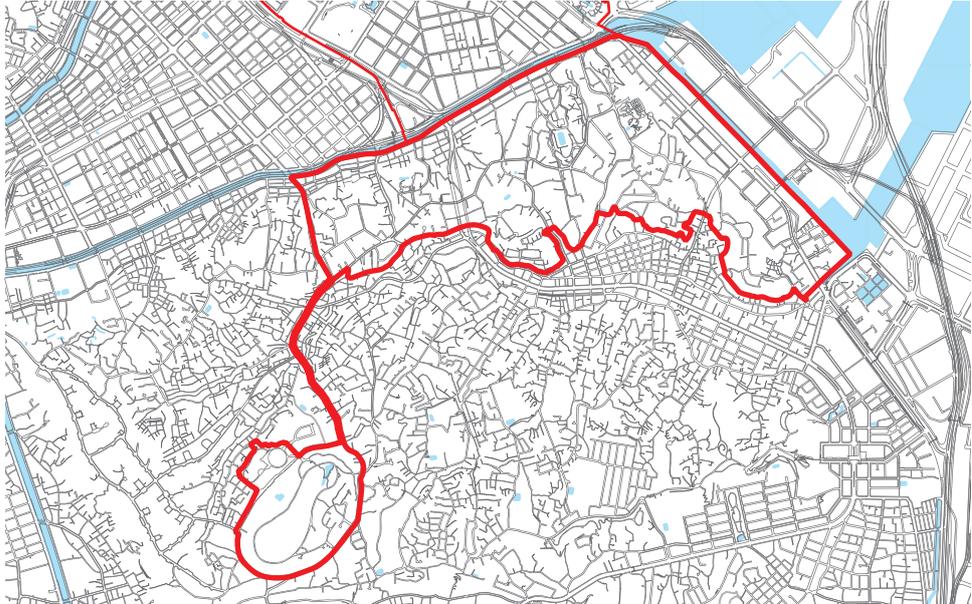


各事業の位置図

事業番号 1 - 1

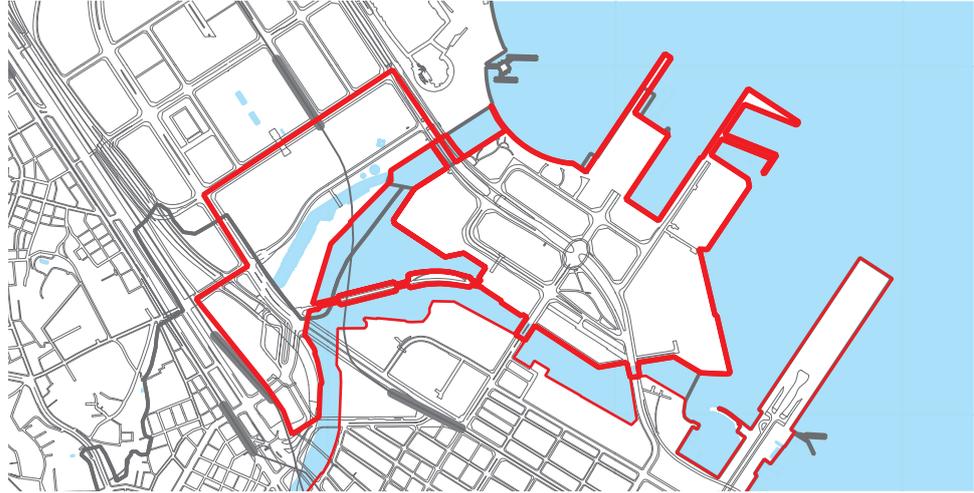
事業名	歴史的建造物の全数調査事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	歴史的建造物台帳に掲載されている建造物の残存状況等について、定期的に全数調査を実施し、台帳の更新を行う。また、状況に応じて掲載する建造物の追加を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に存在する歴史資産について分布や時点での状況を調査・更新することで、必要な情報を把握したうえで歴史を生かしたまちづくりの効果的に推進することに繋げ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 1-2

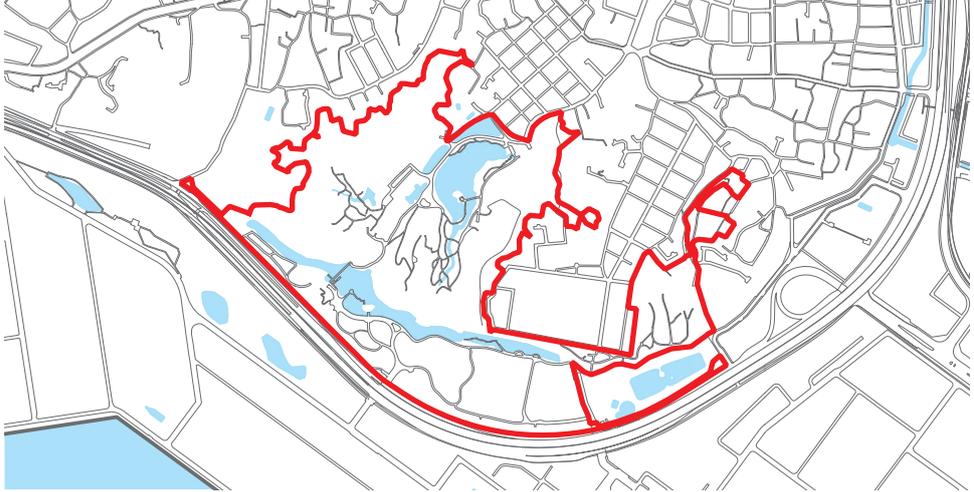
事業名	山手に関する資料調査・普及啓発事業
事業主体	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	山手区域全域 
事業概要	<p>横浜山手の歴史的・文化的環境の保全と次世代への継承を目指し、山手に関する歴史的資料のアーカイブス構築とホームページ上での公開を行うとともに、横浜山手に関する公開講座・展示、研修、ツアー等を行う。</p>   <p>▲パネル展の様子                      ▲パネル展の様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>山手地区は外国人が暮らす土地として居留地に指定され、横浜で活躍した多数の外国人商人等が居住した。山手のまちと山手で暮らした外国人の調査は、世界各国と横浜の繋がりを解き明かす重要な情報であり、調査の成果であるアーカイブスを公開し、普及啓発活動を行う。このことにより地域の歴史的情報や魅力を発信し、地域の歴史認識や保全意識の醸成に繋げていくことで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	関内区域全域 
事業概要	<p>開港百年を記念して編纂された横浜市史の資料を基礎に開館し、開港期から関東大震災に至る時期を中心とした資料の収集保管・整理・調査研究・展示等を行う「横浜開港資料館」と、現在の横浜市の骨格が形成された昭和戦前期を中心に都市横浜のあゆみを展示する「横浜都市発展記念館」を中心として、横浜開港と都市発展の経緯に関する普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="429 1227 876 1561">  <p>▲横浜開港資料館</p> </div> <div data-bbox="911 1227 1404 1561">  <p>▲収蔵資料である「大港横浜之図（慶応4年（1868）頃）」</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>現在の関内区域は、主に万延元年（1860）に外国人居留地指定された横浜居留地と日本人街が基盤となっている。多数の商社の進出や鉄道・水道などインフラ施設の建設、二度の復興といった近代都市の形成過程は、現在の横浜のまちを紐解く重要な歴史である。これを展示等を行うことで、関内の歴史の普及啓発に寄与し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

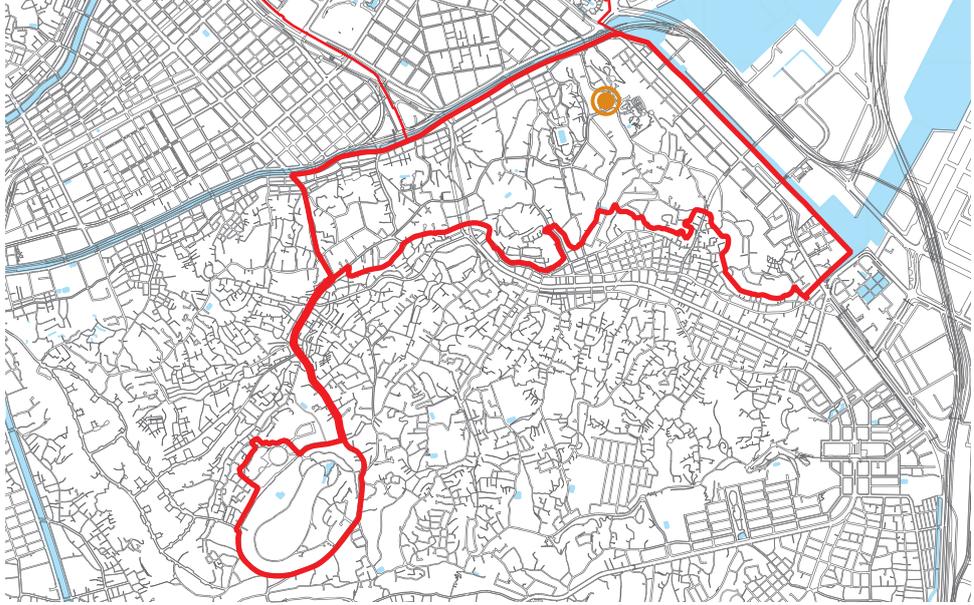
事業番号 1 - 4

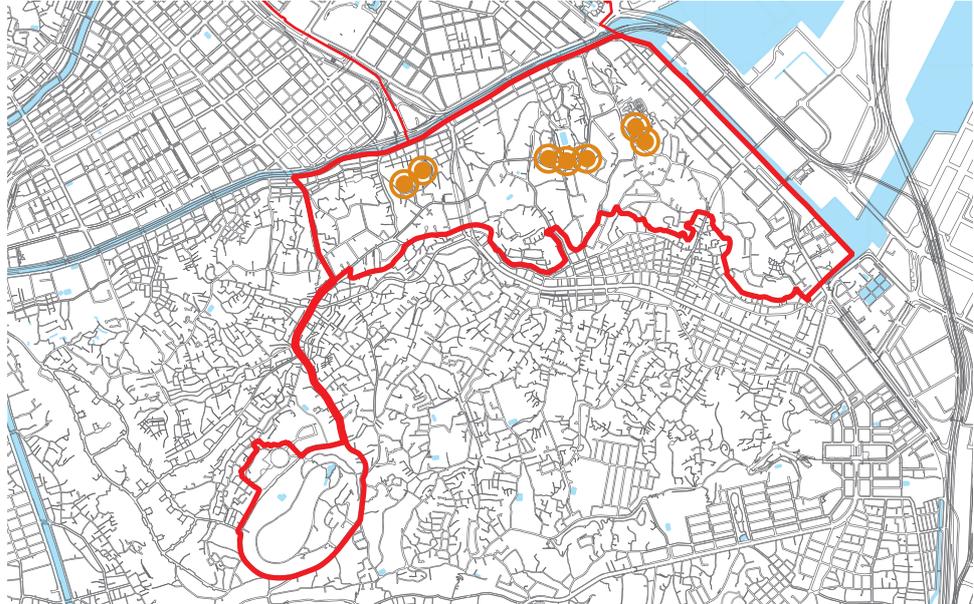
事業名	みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人帆船日本丸記念財団
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	—
事業位置	みなとみらい 2 1 区域全域 
事業概要	<p>「歴史と暮らしのなかの横浜港」をメインテーマに、横浜港に関する調査・研究、資料・図書の収集・保存、展示・公開、教育活動を行う「横浜みなと博物館」と、国指定の重要文化財「日本丸」を中心として、みなとの歴史等に関する展示・普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜みなと博物館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲日本丸</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>横浜港は、明治 22 年（1889）に国内初の近代港湾として着工し、震災を挟んで昭和 7 年（1932）まで長きに亘り改修が続けられ、その過程で大さん橋やドックの建設、鉄道の敷設等が行われた。この築港の過程や背景、営まれた貿易産業の歴史を紐解き普及啓発を行うことで、市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 1 - 5

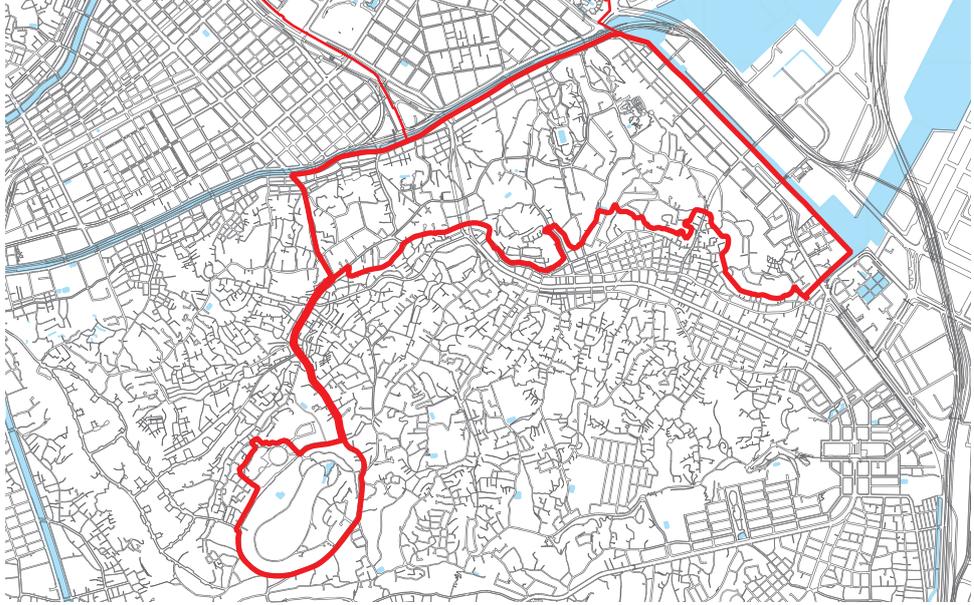
<p>事業名</p>	<p>本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>
<p>事業位置</p>	<p>三溪園周辺区域全域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>国指定名勝「三溪園」におけるガイドツアーの実施や、本牧市民公園・臨海公園に存する小野光景別邸跡や上海横浜友好園、横浜市八聖殿郷土資料館といった施設の管理運営を通じて、本牧や横浜の歴史の普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="422 1193 909 1556">  <p>▲三溪園ガイドツアー</p> </div> <div data-bbox="938 1193 1409 1556">  <p>▲八聖殿郷土資料館</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>本牧周辺はかねてより風光明媚な景勝地であり、三溪園や小野光景の別邸など、海の景色を生かした数々の別荘が建築された。横浜沿岸は昭和30年代～50年代にかけて埋め立てられたが、それまでは漁業や潮干狩り、海水浴などが行われる海が広がっていた。こうした歴史は横浜のまちの形成過程を紐解くうえで重要であり、普及啓発を行うことで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2 - 1

事業名	港の見える丘公園拡張整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～ 11 年度
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜山手の旧横浜税関山手宿舎跡地について、港の見える丘公園拡張部として整備を行う。なお、当該地には横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）を復原整備する。</p>  <p>◀整備イメージ(案)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本敷地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に位置する。整備を行うことで市民・来街者が地域へ訪れる機会を誘因し、地域の歴史文化に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	山手西洋館公開活用事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市緑の協会
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>山手地区の公園内に存する7つの西洋館「外交官の家」「ブラフ18番館」「ベーリック・ホール」「エリスマン邸」「山手234番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」を公開、イベント等で活用する。</p>  <p>▲花と器のハーモニー</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜山手西洋館」は、山手地区の公園内に存する7つの西洋館を指す。これらは山手居留地の暮らしの在り方を物語る貴重な歴史資産であり、公開することで市民・来街者が歴史に触れる機会を創出する。また、相互に連携したイベント等を行うことで、地区の魅力増進に寄与し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

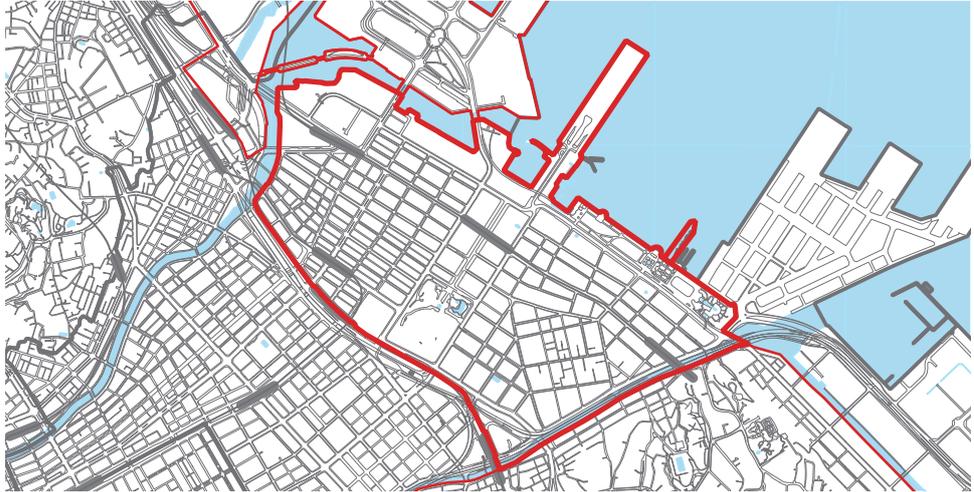
事業番号 2-3

事業名	景観形成推進事業（山手地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	<p>山手区域全域</p> 
事業概要	<p>山手地区の景観計画の5つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <p>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: right;">◀山手地区の景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、山手地区の緑豊かで異国情緒を感じられる環境の保全・形成に繋がり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	創造都市施策での歴史的建造物活用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>「創造都市施策」の一環として、歴史的建造物を活用し、市民・来街者が歴史や芸術文化活動に触れる場を創出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧第一銀行横浜支店での川俣正展 (令和2年度)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲東京藝術大学大学院映像研究科として 活用される旧富士銀行横浜支店</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区の近代建築は、銀行建築や事務所建築など、横浜都心部の都市発展を物語る存在である。創造都市施策は、これらの滅失とオフィス空室率の増加といった課題を受けて、文化・経済の両面で活力が失われつつある状況を脱し、都市の新しい価値や魅力を生み出すことを目指して始まった。この中で、歴史的建造物と芸術文化に触れる機会を創出するとともに、創造界隈を形成することでまち全体の個性・魅力を向上することに寄与し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

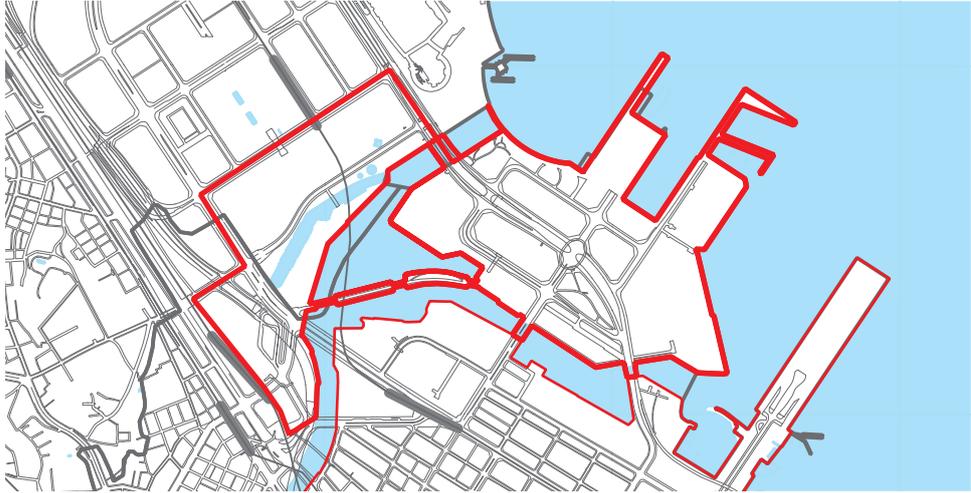
事業番号 2-5

<p>事業名</p>	<p>日本大通りの賑わい創出事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>
<p>事業位置</p>	<p>関内区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物 名勝地関係）において、公共空間及び、歴史と風格ある景観の持つ魅力を高め又は創出するため、周辺地域の関係者と連携しオープンカフェほか魅力形成に資する取組を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="427 1193 874 1525">  <p>▲日本大通りのオープンカフェ</p> </div> <div data-bbox="903 1193 1409 1525">  <p>▲日本大通りウェ이터ズレース (2011-2019)</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>日本大通りは、慶応2年（1866）の大火を契機に復興を目指して結ばれた「第3回地所規則」で計画され、外国人居留地と日本人街の延焼遮断帯として明治12年（1879）頃までに完成した。かつては官庁街であり現在でも多数の歴史的建造物が残存するが、平成14年（2002）に歩道拡幅整備が行われ、以降オープンカフェ等が行われている。これを活用し魅力形成に資する取組を行うことで、都市の活力向上に資するとともに歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	景観形成推進事業（関内地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	関内区域全域 
事業概要	<p>関内地区の景観計画の4つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。</li> <li>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。</li> <li>III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。</li> <li>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</li> </ul>  <p>◀日本大通りの景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、関内地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-7

事業名	赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
事業主体	横浜市、株式会社横浜赤レンガ
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	<p>みなとみらい21区域</p> 
事業概要	<p>みなとみらい21新港地区に存する横浜市認定歴史的建造物「赤レンガ倉庫」（歴史的風致形成建造物）及びその周辺施設を中心に、地域の魅力向上や賑わい創出に資するイベント等の取組を実施する。</p>  <p>▲赤レンガ倉庫及び二棟間広場でのイベント</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>赤レンガ倉庫は、横浜港で営まれた貿易産業を象徴する歴史的建造物であり、平成24年（2002）にリニューアルし、文化・商業施設として活用され、周辺が赤レンガパークとして整備されている。これを活用することで、賑わい形成に寄与するとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	みなとみらい21区域全域 
事業概要	<p>景観計画に基づき、みなとみらい21新港地区では中層で広がりのある景観づくり、隣接するみなとみらい21中央地区では現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりを行い、これらに対比させることで歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観づくりを推進する。また、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p>  <p>▲みなとみらい21地区の景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、みなとみらい21地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-9

<p>事業名</p>	<p>歴史的建造物に関するサイン等整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	<p>市全域</p>
<p>事業概要</p>	<p>横浜市認定歴史的建造物、歴史的風致形成建造物のプレートを作成・設置する。また、まち中の地図や案内サインにおいて歴史的建造物の所在、概要等を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲オール型案内サイン (旧横浜正金銀行本店本館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜市認定歴史的建造物プレート (旧田邊家住宅)</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>まち中のサインと連携し歴史資産の分布や概要について市民・来街者が認識する機会を増やすことで、訪れるきっかけをつくり、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-10

<p>事業名</p>	<p>ガーデンネックレス横浜事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）</p>
<p>事業位置</p>	<div data-bbox="587 524 1267 949" data-label="Diagram"> </div>
<p>事業概要</p>	<p>ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトであるガーデンネックレス横浜において、旭区の里山ガーデン、みなとエリアの港の見える丘公園、元町公園、山手公園等の公園、八景島で花や緑による横浜ならではの魅力を発信し、まちの活性化や賑わいの創出につなげる。</p> <div data-bbox="408 1218 912 1554" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="408 1563 606 1599" data-label="Caption"> <p>▲里山ガーデン</p> </div> <div data-bbox="928 1218 1423 1554" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="928 1563 1187 1599" data-label="Caption"> <p>▲港の見える丘公園</p> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>横浜市の花であるバラは、山手公園で明治4年（1871）に開催されたフラワーショーで日本で初めてバラが販売されたことをきっかけに、西洋館の庭でのガーデニングが広がり、そこから市井へ広がっていった歴史を持つ。「ガーデンネックレス横浜」で街を舞台に花と緑を繋ぐことで、横浜の伝統を反映した都市の魅力向上を推進し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

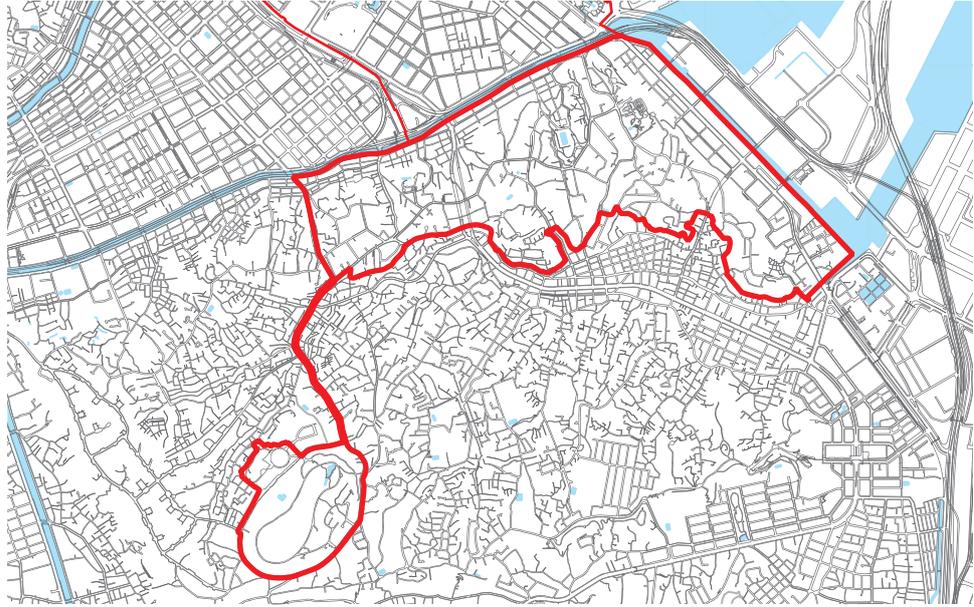
事業番号 2-11

事業名	歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
事業主体	横浜市、関係団体、建造物所有者等
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」等の広報誌の作成や、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の講演を実施する。また、歴史的建造物の公開や活用イベント、まちあるき、HP等によるPR等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくり横濱新聞 (第38号・令和4年(2022)11月30日)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくりセミナー (令和6年度)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内各所に存在する歴史資産について、認知の機会を増やすとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

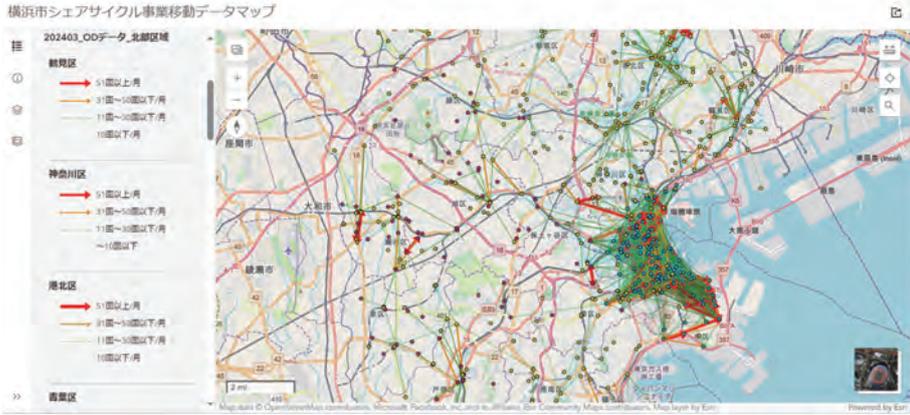
事業番号 2-12

事業名	開港5都市景観まちづくり会議事業
事業主体	横浜市、長崎市、神戸市、函館市、新潟市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>安政5（1858）年の日米修好通商条約の締結により開港港に指定された函館、新潟、横浜、神戸及び長崎の5都市において、景観、歴史、文化、環境などを守り育て、生かしたまちづくりを行うため、交流を深め課題を協議する市民主体での会議を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2023 函館大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2024 横浜大会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>他都市の歴史を生かしたまちづくりの事例紹介や意見交換、横浜の歴史を生かしたまちづくりに関する交流や議論等を通じ、歴史文化に係る市民意識の向上やまちづくりに係る機運醸成が図られ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-13

事業名	山手区域回遊性向上事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）活用可能性あり
事業位置	<p>山手区域全域</p> 
事業概要	<p>区域におけるシェアサイクルポートの設置や、旧外国人遊歩道に関する周知などにより、一帯の回遊性向上を図る。</p>  <p>▲シェアサイクルポート</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>山手区域一帯は、横浜市における居留地文化や異国情緒が色濃く残る区域であり、散策することで歴史的風致を体感することができる。この区域において、徒歩や自転車などさまざまな手段でのアクセスを増やし、かつ、サイン設置等を行うことで、移動を円滑化と地域の歴史文化を伝える取組を併せて行う。これらを通じて回遊性を向上し、地域の歴史に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-14

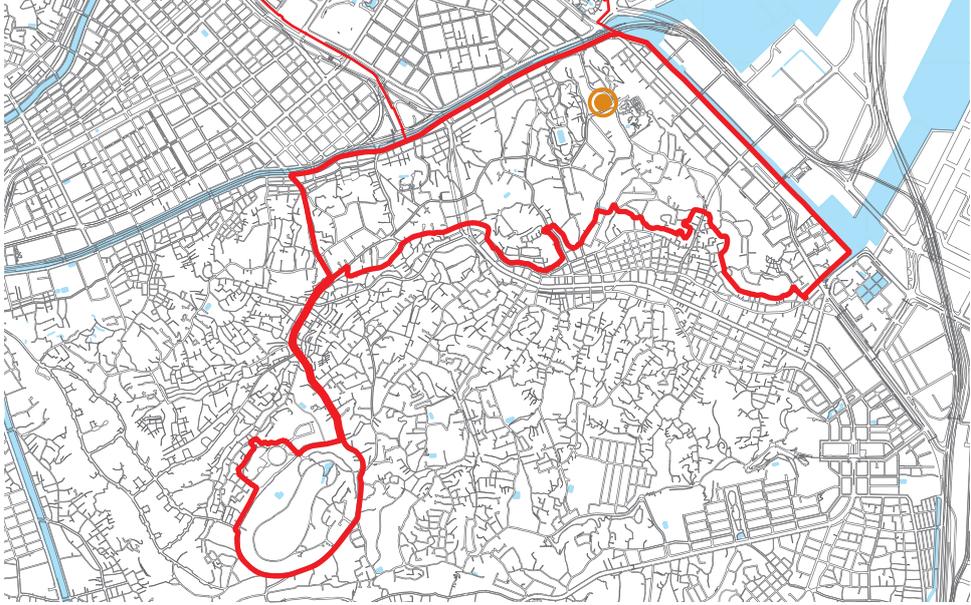
<p>事業名</p>	<p>歴史資産のアクセス向上事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>
<p>事業位置</p>	<p>市全域</p>
<p>事業概要</p>	<p>主に郊外部において、公園等に存し、鉄道駅からのアクセスが困難である歴史的建造物について、シェアサイクルポートの設置等を通じてアクセシビリティの向上を図る。</p>  <p>▲横浜市シェアサイクル事業移動データマップ</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>横浜市全域に分布する歴史的建造物について、各歴史的建造物の近隣住民以外の方が訪れる手法を増やしていくことで、より多くの市民・来街者が横浜市の歴史・歴史的建造物を認識する機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 3-1

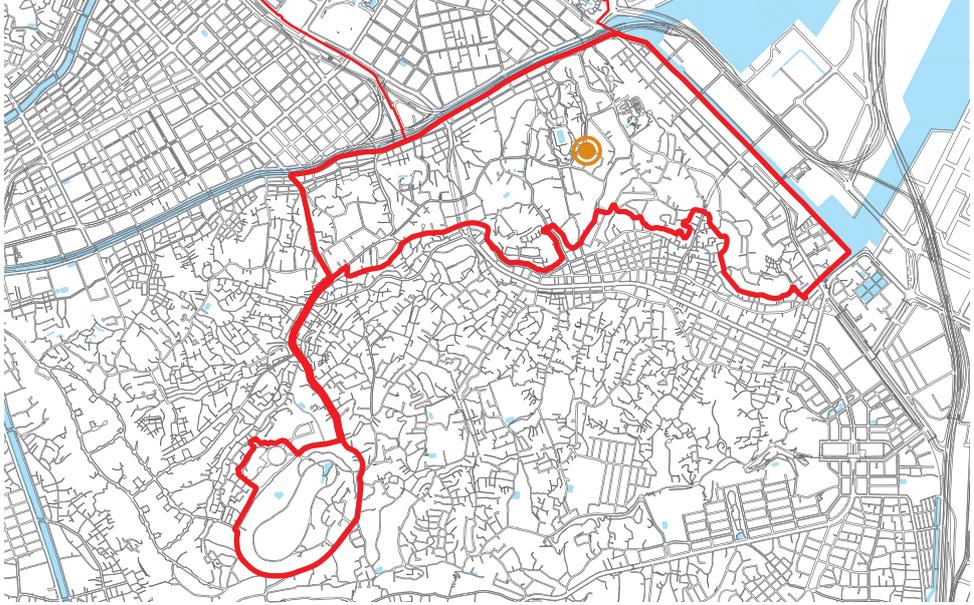
事業名	新たな歴史資産の保全活用検討事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>モダニズム建築や防火帯建築や住宅建築など、特に横浜大空襲以降の都市発展の系譜を物語る建造物について、保全活用を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧横浜市庁舎</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲「旧横浜市庁舎街区整備事業」 完成予想パース（案）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市ではこれまで、歴史的建造物の対象を「横浜の魅力を生み出し、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工作物等をいい、かつ築造後概ね50年を経たもの」としてきたが、事業開始から40年弱が経過し、対象と考えられる建造物は増加している。これらが認知され歴史資産として愛着を持たれることで、横浜の歴史の普及啓発や魅力向上に寄与し、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	歴史資産に係る制度運用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市内の歴史資産について、歴史を生かしたまちづくり要綱、文化財制度、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく認定・指定・登録を行う。また、工事等に要する費用の一部への助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲左：池谷家住宅 右：山手 69-6 番館  （歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物：令和5年度認定）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産への制度指定等により所有者等との関係性を構築し、その価値等を明確化し共有すると共に、助成を行い適切な維持管理や修繕を促進する。これを通じて、保全活用・継承される歴史資産を増やしていくことで、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

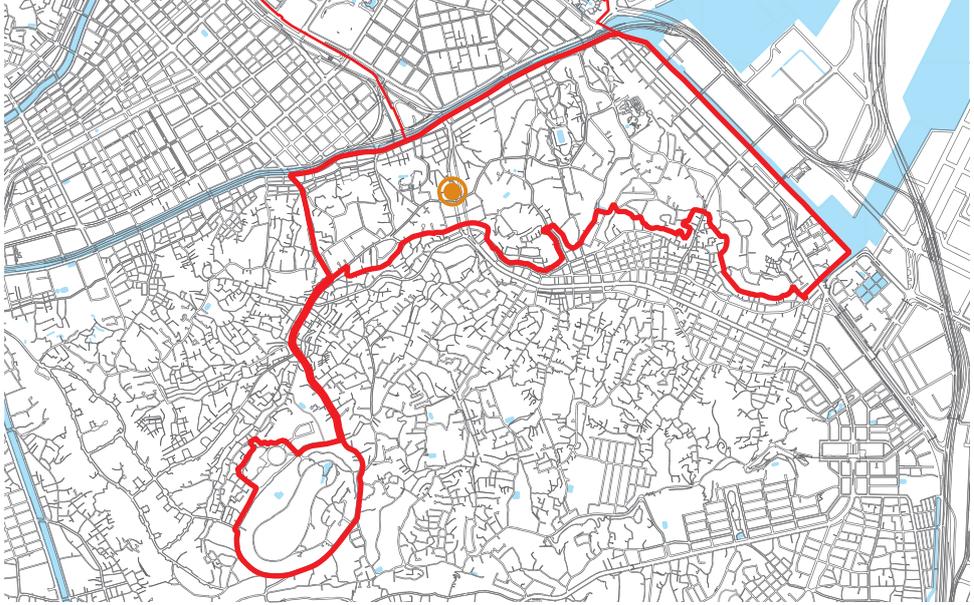
事業番号 4-1

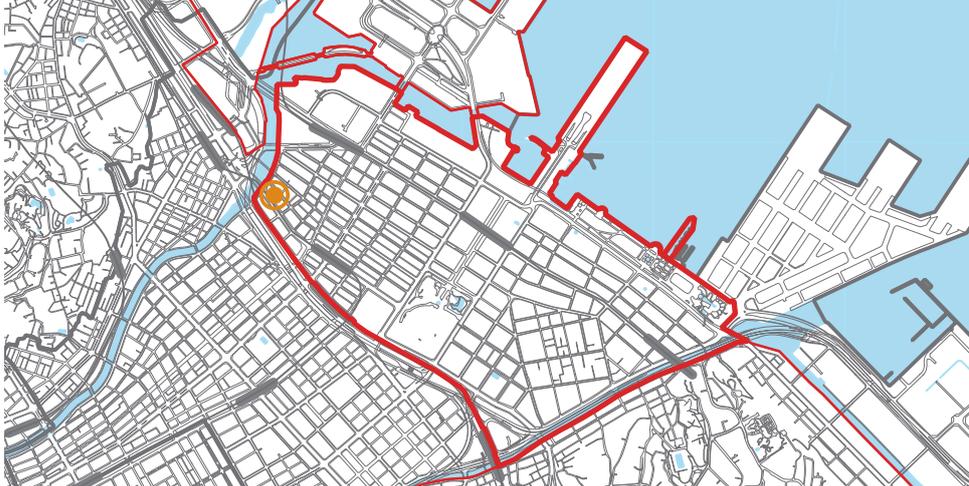
事業名	岩田家住宅移築整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 8 年度～令和 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）について復原整備を行う。なお、復元後は港の見える丘公園（拡張部）の教養施設として公開活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲内部のマンツルピース</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>復原整備予定地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に存しており、横浜の歴史を紐解く重要な建造物である西洋館を移築整備することで、横浜ならではの個性に触れる機会を創出する。また、地域の回遊性向上に資する機能を付加することで、横浜の魅力を体感する機会を増やし、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-2

事業名	山手聖公会保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜山手聖公会」（歴史的風致形成建造物）の外壁の大谷石の補修、屋根の防水工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第2号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲笠木の防水塗装実施箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜山手聖公会」は、関東大震災前より聖公会の教会が建っていた中区山手町235番地に、震災後の昭和6年（1931）にJ.H. モーガンの設計で建てられ、現在も教会として活用されている。旧居留地での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-3

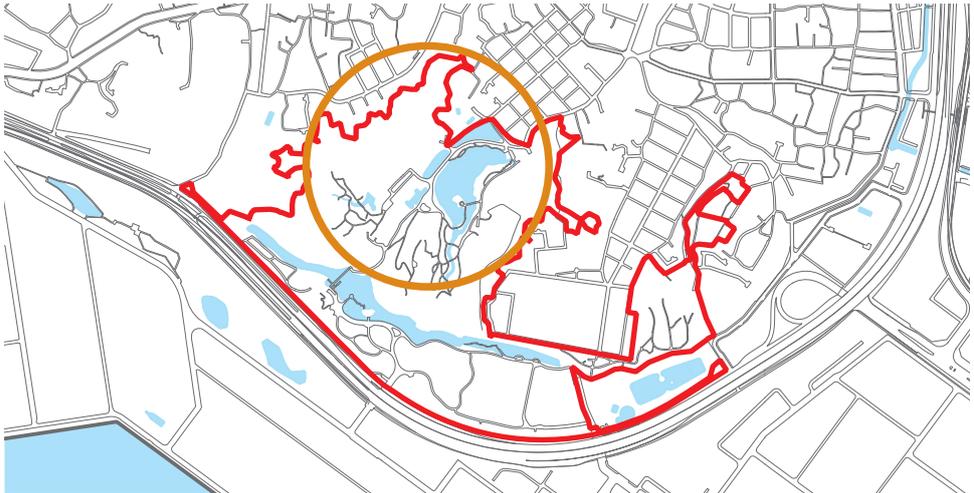
事業名	山手 26 番館保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 7 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「山手 26 番館」（歴史的風致形成建造物）の屋根の葺き替え、上げ下げ窓等の建具工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲山手 26 番館 外観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「山手 26 番館」は、関東大震災後の大正末期に建てられた西洋館である。山手には現存しない震災前の洋館の特徴を引き継ぐ貴重な建造物であり、玄関ポーチとサンルーム南面には、特徴的な大規模な菱形窓棧の引違ガラス戸を備える。旧居留地での暮らしを物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することになり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	横浜指路教会耐震整備事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	関内区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜指路教会」（歴史的風致形成建造物）の耐震改修工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第3号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="432 1182 815 1547">  <p>▲外観</p> </div> <div data-bbox="842 1182 1409 1547">  <p>▲柱の亀裂発生箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜指路教会」は、米国長老派宣教師のヘボン博士ゆかりの横浜第一長老公会の会堂としてP.サルダの設計で現在地に竣工した横浜指路教会会堂が関東大震災で倒壊した後、大正15年（1926）に竹中工務店の設計により再建され、現在も教会として活用されている。かつての関内での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

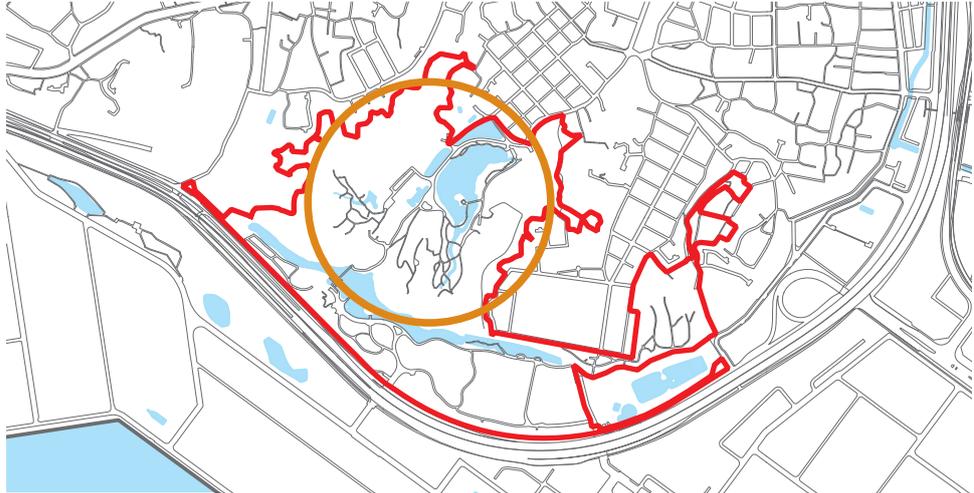
事業番号 4-5

<p>事業名</p>	<p>三井住友銀行横浜支店保全活用事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、三井住友銀行株式会社</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和 8 年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）活用可能性あり</p>
<p>事業位置</p>	<p>関内区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>かつて銀行建築が集積した関内地区の歴史を継承する歴史的建造物である「三井住友銀行横浜支店」の建て替えに際し、外装や内部の一部を忠実に復元することで、歴史あるまちなみの継承を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>▲復元予定パース（案）</span> <span>▲内観パース（案）</span> </p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>関内地区は、かつてその一部が外国人居留地として指定され商工業の拠点として賑わうとともに、隣接する横浜港の貿易産業で発展を遂げた。そのため、現在の本町通り周辺はかつて国内外の銀行建築が集積する銀行街であり、本建造物は、その歴史を物語るものである。これを復元し保存活用することで、魅力的なまちなみ形成に寄与するとともに、歴史の普及啓発に資するものであることから、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

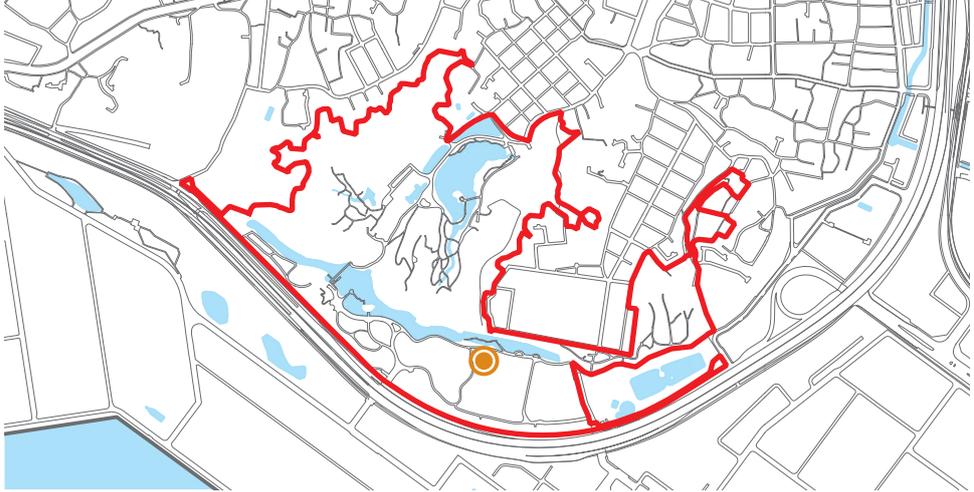
事業番号 4-6

事業名	三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～令和15年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） 指定文化財保存修理等補助金（神奈川県）
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>名勝としての三溪園の庭園と、園内の重要文化財建造物の修繕工事を実施する。園内に10棟存在する重要文化財建造物は、平成30年度から令和15年度にかけて三期に分けて順次修繕工事を実施する。第一期工事は令和5年度をもって完了済。第二期工事は令和6年度から令和11年度までを予定しており、旧燈明寺三重塔及び旧矢筈原家住宅の修繕工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧燈明寺三重塔</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧矢筈原家住宅</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>三溪園は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪により明治期に造成が始まり、後に重要文化財に指定される京都や鎌倉などから移築した歴史的建造物が巧みに配置された日本庭園である。古建築と周囲の自然環境が一体となった庭園の空間全域も、文化財としての評価を受け、国の名勝に指定されている。</p> <p>この名勝庭園及び重要文化財建造物の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

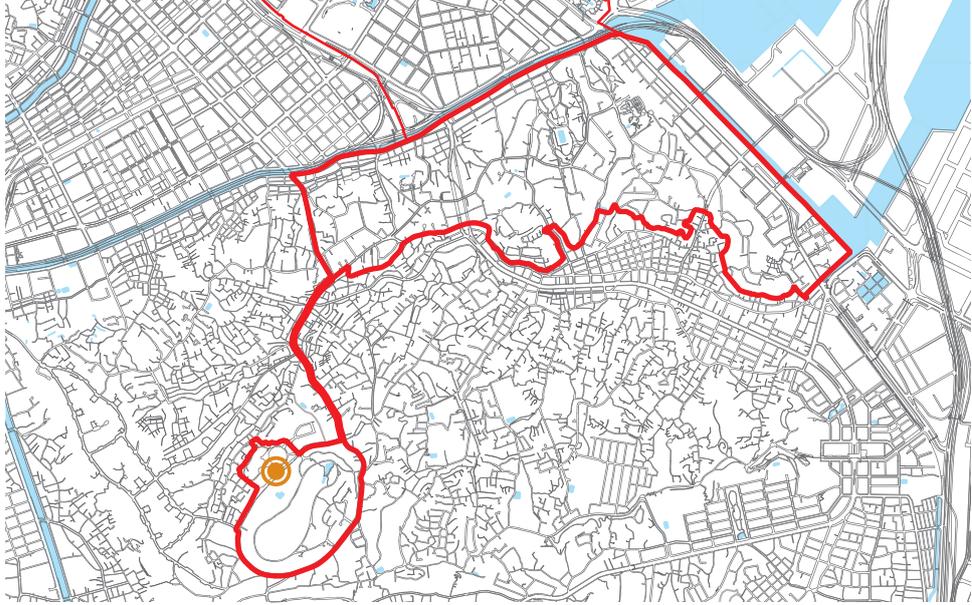
事業番号 4-7

事業名	鶴翔閣保存修理事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和 7 年度～ 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	<p>三溪園周辺区域</p> 
事業概要	<p>園内の歴史的風致形成建造物（市指定有形文化財）である旧原家住宅（鶴翔閣）について、屋根の葺き替え等の保存修理工事を実施する。</p>  <p>▲旧原家住宅（鶴翔閣）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鶴翔閣は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪の自邸として明治 35 年（1902）に建築されたもので、平成 12 年（1998）に修復工事を行い、建築当初の姿を取り戻した。横山大観や前田青邨といった日本画家が滞在し、絵を制作するなど、日本の近代文化の発展にも関わった文化サロンとしての役割も果たした場所でもある。</p> <p>この鶴翔閣の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 8

<p>事業名</p>	<p>旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和9年度～10年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	<p>三溪園周辺区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>現在のみなとみらい21地区内に存した国鉄の高島車庫で使われていた転車台を本牧市民公園に移設した「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」について、修繕工事を実施する。</p>   <p>▲旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台      ▲転車台に併設されたSL</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>大正4年(1915)に保土ヶ谷～東横浜間に貨物支線が開通し高島駅が開業し、この際、横浜機関区の前身である「高島機関庫」が開設され、扇型の建物に蒸気機関車を格納し汽車の向きを回転させる転車台が設置された。「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」はこの転車台を移設したものであり、横浜港の貿易産業を語る遺構である。この修繕を行うことで、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-9

事業名	旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>根岸森林公園に存する歴史的建造物「旧根岸競馬場一等馬見所」について、耐震改修及び外観保全の検討・工事を実施し、長期にわたる保全整備を図る。</p>  <p>▲旧根岸競馬場一等馬見所</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>根岸競馬場は、横浜居留地に居住する外国人のための競馬施設として慶応 2（1866）年に開設された、日本における近代競馬発祥の地である。現存する観覧スタンドである本建造物は、前身の馬見所が関東大震災で崩壊した後に J.H. モーガンの設計で建築されたもので、現存する最古の競馬場建築である。この修復整備を行うことで建造物を長期にわたり保全し、かつての外国人居留地の姿を伝え良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	歴史資産の活用促進事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>歴史的建造物活用に係る体制構築への支援、特定景観形成歴史的建造物や横浜市指定有形文化財等の建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外に係る調整、活用事業者又は所有者へのリノベーション助成を行い、歴史的建造物の活用を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧円通寺客殿…特定景観形成歴史的建造物に指定し茅葺屋根を復元</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧露亜銀行横浜支店…横浜市指定有形文化財、結婚式場として活用</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産を効果的に活用することで適切に維持・継承していくとともに、市民・来街者が触れて体感する場を増やしていくことでまちの個性・魅力を育み、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

# 8

## 8 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準
3. 歴史的風致形成建造物
4. 歴史的風致形成建造物の指定候補



## 8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

横浜市では、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例のほか、横浜市文化財保護条例と市の独自制度である歴史を生かしたまちづくり要綱が両輪となって歴史的建造物の保護・保全活用に務めてきた。本計画において、重点区域内に位置する歴史的風致の維持及び向上のために保護を図る必要があると認められる歴史的建造物については、認定計画の計画期間内に限り、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

### 2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、歴史、文化、景観の観点から価値があると認められるもので、所有者と協議の上、同意を得られたものとする。なお、指定にあたっては、以下に示す指定の要件及び基準を満たす建造物を指定するものとする。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の調査を実施し、随時追加指定を検討する。

#### ■指定の要件

- ① 神奈川県文化財保護条例に基づく指定文化財（県指定文化財）
- ② 横浜市文化財保護条例に基づく指定文化財（市指定文化財）
- ③ 文化財保護法に基づく登録有形文化財（国登録有形文化財）
- ④ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物

#### ■指定基準

- ① 地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ② 外観が景観形成上重要で、街並みの構成要素として重要な建造物
- ③ 建造物の形態、意匠、技術性が優れている建造物

### 3.歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物に指定されている建造物は、以下のとおりである。

#### 歴史的風致形成建造物指定一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
1	横浜指路教会		法人	中区尾上町	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
2	カトリック山手教会聖堂		法人	中区山手町	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	山手
3	横浜第 2 合同庁舎 (旧生糸検査所)		国	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
4	横浜海岸教会		法人	中区日本大通	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	関内
5	横浜山手聖公会		法人	中区山手町	昭和 6 年 (1931)	横浜市認定歴史的建造物	山手
6	ホテルニューグランド本館		横浜市、法人	中区山下町	昭和 2 年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
7	綜通横浜ビル (旧本町旭ビル)		法人	中区本町	昭和 5 年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
8	松原邸		個人	中区山手町	昭和 4 年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
9	宇田川邸		個人	中区山手町	大正 14 年 (1925)	横浜市認定歴史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
10	BEATTY邸 (ビーティ邸)		個人	中区山手町	昭和7年 (1932)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
11	エリスマン邸		横浜市	中区元町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
12	ブラフ18番館		横浜市	中区山手町	大正末期	横浜市認定歴 史的建造物	山手
13	カトリック横浜司教 館別館		法人	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
14	カトリック横浜司教館 (旧相馬永胤邸)		法人	中区山手町	明治43年 (1910)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
15	旧臨港線護岸		横浜市	中区新港	明治43年 (1910)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
16	港一号橋梁		横浜市	西区みなと みらい～中 区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
17	港二号橋梁		横浜市	中区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
18	港三号橋梁 (旧大岡川橋梁)		横浜市	中区新港	明治39年 (1906)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
19	横浜情報文化センター (旧横浜商工奨励館)		法人	中区日本大 通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
20	岡田邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
21	横浜地方・簡易裁判所 (旧横浜地方裁判所)		国	中区日本大 通	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
22	山手資料館		法人	中区山手町	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
23	山手234番館		横浜市	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴 史的建造物	山手
24	馬車道大津ビル (旧東京海上火災保 険ビル)		法人	中区南仲通	昭和11年 (1936)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
25	旧横浜市外電話局		横浜市 、法人	中区日本大 通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
26	横浜税関本関庁舎		国	中区海岸通	昭和9年 (1934)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
27	旧英国七番館 (戸田平和記念館)		法人	中区山下町	大正11年 (1922)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
28	ベーリック・ホール		横浜市	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
29	山手76番館		個人	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴 史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
30	赤レンガ倉庫		横浜市	中区新港	1号館：大正2年(1913) 2号館：明治44年(1911)	横浜市認定歴史的建造物	みなと みらい 21
31	新港橋梁		国	中区新港町 ～海岸通	大正元年 (1912)	横浜市認定歴史的建造物	みなと みらい 21
32	旧富士銀行横浜支店 (元安田銀行横浜支店)		横浜市	中区本町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
33	旧横浜銀行本店別館 (元第一銀行横浜支店)		横浜市	中区本町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
34	旧居留地消防隊地下貯水槽		横浜市	中区日本大通	明治26年 (1893)	横浜市認定歴史的建造物	関内
35	打越橋		横浜市	中区打越～ 山手町	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	山手
36	桜道橋		横浜市	中区山手町 ～麦田町	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	山手
37	インド水塔		横浜市	中区山下町	昭和14年 (1939)	横浜市認定歴史的建造物	関内
38	谷戸橋		横浜市	中区山下町 ～元町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
39	西之橋		横浜市	中区山下町 ～石川町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
40	山手89-8番館		個人	中区山手町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	山手
41	ストロングビル		法人	中区山下町	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴史的建造物	関内
42	横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台		横浜市	中区海岸通	明治28年 (1895)～ 29年(1896)	横浜市認定歴史的建造物	関内
43	インペリアルビル		法人	中区山下町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
44	河合邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
45	旧神奈川県産業組合館		法人	中区海岸通	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴史的建造物	関内
46	旧神奈川労働基準局 (元日本綿花横浜支店倉庫)		横浜市	中区日本大通	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	関内
47	山手26番館		法人	中区山手町	大正末期(関東大震災後)	横浜市認定歴史的建造物	山手
48	霞橋 (旧江ヶ崎跨線橋)		横浜市	中区新山下	明治29年 (1896)	横浜市認定歴史的建造物	山手
49	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫		法人	中区北仲通	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
50	山手 133 番館		法人	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
51	山手 133 番ブラフ積 擁壁		法人	中区山手町	明治15年 (1882) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
52	山手 237 番館		法人	中区山手町	昭和10年 (1935) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
53	山手 69-6 番館		法人	中区山手町	大正14 年(1925) ～昭和2 (1927) 年頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
54	山手 267 番館 (Bielous 邸)		個人	中区山手町	玄関棟・東棟： 昭和3-19年 (1928-1946) 頃 西棟：昭和 22-24年(1947- 1949) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
55	横浜共立学園本校舎		法人	中区山手町	昭和6年 (1931)	横浜市指定有 形文化財	山手
56	白雲邸		法人	中区本牧三 之谷	大正9年 (1920)	横浜市指定有 形文化財	三溪園
57	御門		法人	中区本牧三 之谷	宝永5年 (1708) 頃	横浜市指定有 形文化財	三溪園
58	旧原家住宅 (鶴翔閣)		法人	中区本牧三 之谷	明治35年 (1902)	横浜市指定有 形文化財	三溪園
59	横浜地方気象台庁舎		国	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市指定有 形文化財	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
60	旧露亜銀行横浜支店		法人	中区山下町	大正 10 年 (1921)	横浜市指定有形文化財	関内
61	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所		法人	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	関内
62	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール		横浜市	中区日本大通	明治 14 年 (1881) ~ 16 年(1883)	国登録有形文化財	関内
63	市立港中学校門柱 (旧花園橋親柱)		横浜市	中区山下町	昭和 3 年 (1928)	国登録有形文化財	関内
64	ジェラルド水屋敷地下貯水槽		横浜市	中区元町	明治 10 年代 (1877- 1886)	国登録有形文化財	山手
65	旧横浜居留地 48 番館		神奈川県	中区山下町	明治 16 年 (1883)	神奈川県指定重要文化財	関内
66	横浜市イギリス館		横浜市	中区山手町	昭和 12 年 (1937)	横浜市指定有形文化財	山手
67	山手 214 番館		横浜市	中区山手町	大正末期 (1920 年代)	横浜市指定有形文化財	山手
68	山手 111 番館 (旧ラフィン邸)		横浜市	中区山手町	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	山手
69	横浜開港資料館旧館 (旧横浜英国総領事館) 及び旧門番所		横浜市	中区日本大通	昭和 6 年 (1931)	横浜市指定有形文化財	関内

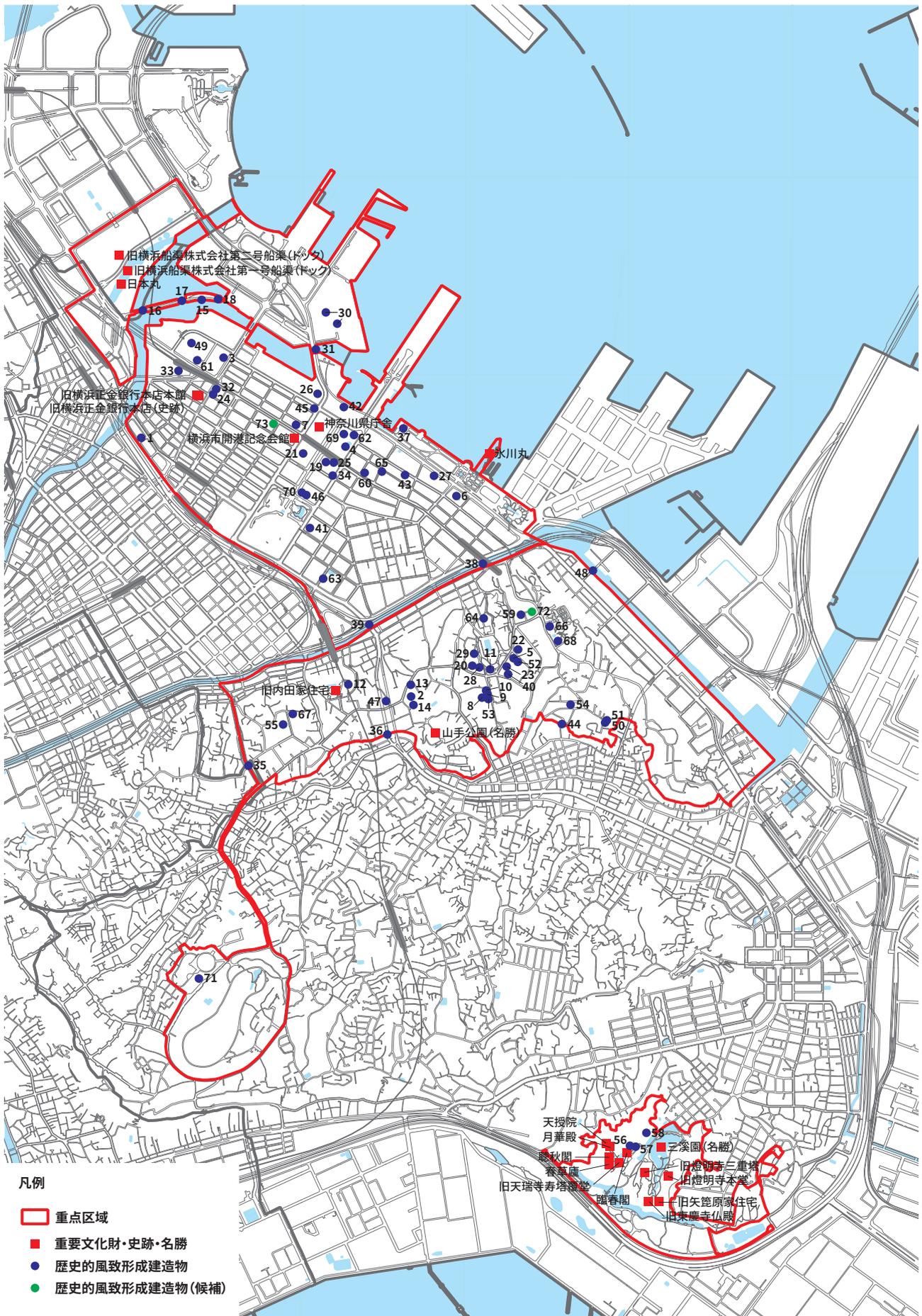
番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
70	旧日本綿花横浜支店事務所棟		横浜市	中区日本大通	昭和3年 (1928)	横浜市指定有形文化財	関内
71	旧根岸競馬場一等馬見所		横浜市	中区箕沢	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手

#### 4. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

##### 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
72	岩田家住宅		横浜市	(港の見える丘公園内復原予定)	大正元年 (1912) 頃	横浜市指定有形文化財	山手
73	三井住友銀行横浜支店		法人	中区本町	昭和6年 (1931)	未指定等	関内



歴史的風致形成建造物の位置図

# 9

## 9 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針と なるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方
2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針
3. 届出不要の行為



## 9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により登録・認定・指定されている場合は、当該法令に基づき適正に維持・管理することを基本とする。その他の建造物についても、その価値や特性に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、地域の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が求められる。公開・活用にあたっては、外観の保護・保全のみだけでなく、可能な限り内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は所有者等の生活に支障がないよう十分な協議を行った上で実施する。

### 2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

#### ① 県指定及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

神奈川県及び横浜市指定文化財については、神奈川県・横浜市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。これらの建造物の維持・管理は、外部及び内部ともに現状保存または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

#### ② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

文化財保護法に基づき、建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とした維持・管理を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

#### ③ 横浜市認定歴史的建造物である歴史的風致形成建造物

横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づき、建造物の外観を主対象とした保全及び活用を基本とする。これらの建造物の維持・管理は、保全活用計画に基づく現状の維持または建造物調査等に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者と協議の上、保全及び活用への協力を求めていく。

### 3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づき、届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第15条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。
- ② 横浜市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第17条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。

- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑤ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の規定に基づく特定景観形成歴史的建造物について、同条例第 14 条の 4 に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の 6 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑥ 歴史を生かしたまちづくり要綱の規定に基づく横浜市認定歴史的建造物について、同要綱第 12 条に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の規定に基づく保存活用計画にかかわる現状変更の届出をして行う行為。



# 明日をひらく都市

## OPEN X PIONEER

横浜市歴史的風致維持向上計画（案）

令和7（2025）年2月

---

横浜市都市整備局都市デザイン室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL: 045-671-2023 FAX: 045-664-4539

編集協力：(株)山手総合計画研究所

(公財)横浜市ふるさと歴史財団

概要版デザイン：松岡未来（ヤング荘）

イラスト：あんのようすけ（ヤング荘）